

第 566 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 11 年 11 月 12 日 (金) 14:00～16:00
- 2 場 所 共用第 3 特別会議室 (中央合同庁舎第 4 号館 4 階)
- 3 出席者 計 19 名
(委 員)
溝口会長、松田委員、美添委員、廣松委員、舟岡委員、金子委員、西藤委員、
吉田委員、堀内委員、松崎委員、山本委員
(委員代理)
曾田 (伊達木委員代理)、佐藤 (村山委員代理)、高橋 (飯島委員代理)
(総務庁)
堀江統計基準部長、渡辺統計企画課長、伊藤国際統計課長、杉山統計審査官
金子統計審査官
- 4 配付資料
 - 1) 庶務事項
 - 統計審議会委員及び専門委員の発令について
 - 部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除について
 - 2) 諮問事項
 - 諮問第 262 号 建設工事統計調査の改正について
 - 3) 報告事項
 - 平成 10 年賃金労働時間制度等総合調査結果について
 - 資金循環統計の改定と日本銀行における統計整備への取組み
 - 4) その他
 - 平成 11 年 9 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 47 巻・第 9 号)
 - 指定統計の公表実績及び予定
 - 第 564 回統計審議会議事録
- 5 議題及び議事
 - 1) 庶務事項
 - 1 統計審議会委員及び専門委員の発令について
溝口会長から、統計審議会委員及び専門委員の発令について、別紙のとおり発令された旨報告があった。
 - 2 部会に属すべき専門委員の指名及び指名解除について
溝口会長が、別紙のとおり部会に属すべき委員及び専門委員の指名及び指名解除を行った。
 - 2) 諮問事項
 - 諮問第 262 号 建設工事統計調査の改正について
総務庁統計局統計基準部の杉山統計審査官が諮問文の朗読及び諮問の趣旨説明を行った。続いて、建設省建設経済局の糸川調査情報課長が、調査計画についての説明を行った。

〔質 疑〕

松田委員) 非常に重要な統計調査が、指定統計調査と承認統計調査とを併せて改正されるという設計がなされており、望ましいことと思うが、幾つか伺いたい。

1点目は、このような動態統計調査で毎月の受注高を調べ、年次の調査で完成工事高を調べるという体系になっているが、建設工事施工統計調査に関しては、今回の改正では触れられていない。今後、動態統計と構造統計との関係でどう整理するのか。つまり、サンプリング・フレームがどう整備されるのかという点と、サンプリングの手法がどのような形になるのかという点を知りたい。統計行政の新・中長期構想では、業態としての企業調査を通商産業省企業活動基本調査に合わせて、各産業ごとに整理する必要がある旨の提言がなされている。建設省は、企業の実態調査を実施しているが、通商産業省の調査との関連で、将来的にどう整理するのか。

2点目は、従業者に関する部分が削除されており、これは最近のリース・レンタル化に伴って、調査が難しくなっているためだと思う。ジョイント・ベンチャーなどがある建設業という非常に入り組んだ構造となっている業界で、労働市場がどうなっているのか、従業者が建設業でどのような形で従事するのかは非常に重要である。リース・レンタルによる設備と従業者の動態は、どのような統計で把握されるのか。この点について、どのような考えにより削除されているのか。

3点目は、企業統計との関係の整理がどうなるのかという点である。ここで削除されたものが、どこで調査されるかを、企業統計調査の体系と併せて考えなければ難しいと思う。あるいは別の形態を考えているのか、これらの点をお聞かせ願いたい。

4点目は、「大手50社調査票」について、どんな形で50社なのか。企業調査や標本設計との関係で考えていただければ有り難いと思う。例えば、土木工事の場合には、道路工事その他とある意味で連動しているので、これをどう把握するのが業態として重要になってくると思うが、この点はどうか考えているのか。

5点目は、構築物の統計調査がどうあるべきかお聞かせ願いたい。

溝口会長) サンプリングに関し、標本の切替えの問題等の説明もなかったので、付け加えていただければ有り難い。

また、質問の中には多少今回の改正を超えた問題があったが、回答できる範囲でお願いしたい。

糸川課長) まず、サンプリングの点については、年次の建設工事施工統計調査がベースになるが、建設工事施工統計調査については、約11万業者について調査をしている。11万業者までにもってくる前の母集団が建設業の許可を受けた業者で、これが母集団になる。それぞれ年度によって異なるが、昨年度末は約58万業者ということになる。建設業の場合、営

業所を複数県に持っているものは大臣許可、一つの県だけにしかもっていないものは都道府県知事許可という形になっている。58万業者のうち、大臣許可が約1万1千業者程度で、残りは都道府県知事許可の業者である。大臣許可業者は一律に全数抽出する。都道府県知事許可業者のうち資本金又は出資金が3千万円以上の業者は全数抽出する。残りが層化抽出により建設業の許可区分を整理して、21区分にし、さらに資本金階層別とクロスさせてマトリックスをつくり、それぞれのセルごとに抽出する。抽出率は3分の1から106分の1になる。

なお、資本金又は出資金が3千万円未満の業者の中でも、許可業者が少ない舗装、浚渫等の四つの許可業者は全数抽出している。こうした抽出を経て、11万業者に対して調査を行っているのが、建設工事施工統計調査である。

建設工事施工統計調査の調査客体から現行の公共工事着工統計調査の標本を抽出する方法について説明すると、施工統計調査における前々年度の公共工事の元請完成工事高が3億円以上の業者は全数抽出している。逆に3千万円未満の業者は、ゼロで抽出しない。その間の業者については、基本的には4分の1抽出を行っているのが現行の公共工事着工統計調査のサンプリングの考え方である。民間土木工事着工調査については、公共工事着工統計調査の対象になった業者の中から、土木工事を実施しないと考えられる業者を排除したものを抽出しており、これは1万1千業者ある。

今回の動態統計調査は、建設工事施工統計調査をベースにする点は、従来と同じである。今回は公共工事だけではなく、いろいろな民間工事も併せて調査するので、全体の完成工事高、要するに建設事業としてどれだけ仕事をしているかということに着目し、元請け下請けを合わせて完成工事高の量が50億円以上の業者については、全数抽出している。また、1億円未満の業者は、逆に抽出しないことにしている。

この間の階層は、公共工事の元請完成工事高の規模で、3千万円、3億円、10億円という階層をつくり、完成工事高の階層とクロスさせてマトリックスを作成して、抽出率を設定する考え方で抽出している。この意味では、従来の調査、今回の調査共に建設工事施工統計調査がベースになっていると言える。

建設工事施工統計調査をどうするのかというのが1点目の質問だが、今の時点で、今後検討する、しないということは申し上げられないが、動態統計調査を実施して、その結果何年か安定的にデータが採られる段階になったときに、年次統計との照らし合わせが当然必要になってくると思う。ただ、建設工事施工統計調査は、平成2年度に、審議会に諮って改正したところであるので、今すぐという段階には至っていない。

2点目の質問については、そもそも延べ就業者をなぜ調査していたかということをおいて考えると、建設労働の需給状況がある程度把握しよ

うということにあったのだと思う。したがって、ここに出てくる延べ就業者数というのは、自分の所の従業者だけでなく、下請け関係、さらには孫受けも全部含めてどれだけの人数でこの仕事をしていくのかということによって捕捉していた。昔は工事も単純で、機械力もあまりない時代は、金額と工事の種類が分かれば大体分かるということになるわけだが、現在は工事の中身だけから予測しなければならないので、極めて困難な作業になる。そこで、労働関係の需給関係については、建設労働需給調査を実施している。これが充実しており、最近ではこの調査結果を活用するのが一般的になっているので、この際削除したものである。

3点目の建設業の構造的な問題をどこでとらえるのかということについては、年次の調査として建設工事施工統計調査がある。これは完成工事高、就業者が何人いるのか、あるいは付加価値額が幾らなのか等、最低限のものはここでとらえていると考えているが、御指摘のように建設業は大変複雑な業界であって、下請けも何次まであるか実際のところ誰も分かっていない。また、中小の関係で言うと、きちんと契約を締結しているのか、工事代金は現金でもらっているのか等、中小の建設業者の振興のために把握しておかないといけない構造的な問題がある。これについては、3年に1度、建設業構造基本調査という調査を承認統計調査により実施させていただいている。今年がその調査年に当たっており、総務庁統計局統計基準部で現在審査いただいている。3年に1度の調査であるが、詳細な事項にわたって調査しており、この調査で建設業の構造的な問題を把握する体系になっている。

4点目の建設工事受注調査のA調査票の、製造業の区分を廃止したことに支障がないかについては、A1調査票を見ていただくと、繊維、化学、鉄鋼、電気、機械、輸送、その他機械とある。右側に建築土木とある。製造業からの発注がかなり落ちてきたこともあるが、企業の仕事の内容がいろいろと変わってきており、こういった細かい区分までしておく理由が本当にあるのかどうか。例えば、製造業に区分されている中の繊維工業であれば、繊維工業としてどのような建築物なり土木事業を発注したかは、これだけではもうとらえられなくなってしまっているので、今回は廃止した。

溝口会長) 5点目の回答については結構です。

佐藤代理) 今、この統計調査の改正についてお聞きしたばかりで100%理解できていないが、公表早期化に向けて、全体の結果がそろそろ前に部分的に結果を提供する計画であるなど、我々ユーザーにとって有り難いことだと思った。そこで、この統計調査は来年の4月から新たに統計調査の中身を変えてスタートするが、公表形態の面でどのような形でデータを接続していかれるのか是非お聞かせいただきたい。

糸川課長) いろいろな調査があるので、調査ごとにデータの接続性を確保する必要があるが、簡単な方から説明すると、A調査については、基本的など

ころは前年比較をしなければならぬものが残っているため、大手50社については、基本的に問題ないと思う。中小のB調査については、最初の年度について建設工事動態統計調査と重複している対象業者を用いて比較が可能ではないかと考えている。現在ではB調査の客体と公共工事着工統計調査の客体は1千社程度重複しているかと思う。

また、公共工事と民間土木工事については、引き続き検討する必要があるが、500万円以上については、今回新たな調査でも、工事ごとに把握する予定になっているので、こうした金額での比較は可能だろうと思う。いずれにしても、ユーザーの皆さんに不便が生じないように、引き続き検討することとしたい。

溝口会長) データの接続の問題は、非常に重要だと思うので、部会審議の過程でもやはり詳細に検討していただきたい。細かい点は部会審議段階で少し詳細に検討していただいて、本審議会に報告いただきたい。

本件の審議については、鉱工業・建設統計部会において御審議いただきたい。

3) 報告事項

1 平成10年賃金労働時間制度等総合調査結果について

労働大臣官房政策調査部の村木産業労働調査課長が、資料「平成10年賃金労働時間制度等総合調査結果について」に基づき、概略を報告。

[質 疑]

松田委員) 抽出方法をみると、本社の常用労働者が30人以上の抽出となっているが、1事業所1企業の場合には下の限界が30人となり、かなり小さいところまでカバーしている。これを仮に資本金階層でクロスさせた時に中小企業がどの程度までカバーされると考えたらいいのか。つまり、賃金労働時間制度等総合調査でどの程度の中小企業が分かると考えたらいいのか教えていただきたい。

村木課長) 資本金については、この調査では把握していないので、直接的な回答は難しい。特殊な抽出方法を採用しているのは、事業所統計調査をベースとして抽出しているからであるが、確かにサービス化が進んでいく中で本社規模が小さくなっている傾向があり、その時の抽出方法については考えていかなければならないとは思っている。ただ、今すぐ、改善についてのお答えは御容赦をいただきたい。

美添委員) 1点だけ、今のサンプリングの詳細が分かれば読めるのかもしれないが、企業単位の平均と労働者1人当たりの平均はいろいろと出されていて、ほとんどのものは納得がいくが、第2図で1企業の平均の労働時間が労働者1人当たりの平均よりもかなり長めに出ている。企業の分布として、労働者1人当たりの平均時間が長いのは、パートタイムの少ない企業が多めに含まれているという集計の問題で、集計方法がどのような手順になっているかにもよると思うのだが、このような理解でよいのか。

村木課長) それは主に企業規模の問題であろうと解釈している。企業平均だと、

中小企業も大企業も全部1のウェイトで平均を出すのが、労働者平均ということになると、1千人の企業と30人の企業とでは1000対30のウェイトになる。規模が大きい企業の方が小さい企業よりも労働時間は平均的にみると短いので、労働者平均でみた方が、労働者のウェイトが効いて、より短くなってしまふ。

美添委員) これは常用労働者なので、必ずしも週5日又は6日勤務の雇用者ではないはずである。したがって、そこの分布の問題であり、1人当たり延べで平均してしまっているということなので、大企業の分布なのか、要するに企業数のバランスの問題なのか、各企業の中における本当に労働時間の長い労働者と比較的短い労働者の分布の問題なのかということが知りたいが、それが分かるような表がどこかに付いているのか。

村木課長) 二つお答えしたい。1点目の労働時間制度については、表紙を御覧いただきたいが、平成10年賃金労働時間制度等総合調査についてと書いてあるものの注の2番に、「調査結果は期間を定めずに雇われてる常用労働者（パートタイム労働者を除く）」と、パートタイムの労働時間は基本的に排除されている。2点目は先ほど申し上げた説明として調査結果速報の15ページを御覧いただきたいが、第3表で詳細な表があり、真ん中に企業規模別があるが、いずれも40時間以下というのが非常に多くなっている。その中でも小規模の方は40時間ちょうどという企業が比較的多くて、大規模の方はもっと短いという企業が多いので、この差の影響かと解釈している。

舟岡委員) 調査結果の表章は、企業規模ごとに、例えば労働時間でも賃金でもその他大きく違いが出てきている。そうすると、抽出の時に、なぜ企業の常用雇用者、常用労働者総数をベースとして抽出しないのか、なぜ本社の常用労働者が30人以上である企業を対象として抽出したのか、その理由を教えてください。

村木課長) もともと事業所統計調査をサンプリングのベースにしていた。今は名寄せによって事業所・企業統計調査になっているが、かつての事業所統計調査のときにこのような方法しか取れなくてこれを続けていて、その後サンプリング方法を変えることによる時系列としての継続性に配慮して、その方法を継続しているというのが実情ではないかと考えている。したがって、先ほどの御指摘は、これから中期的に考えていく場合に頭に入れておかなければならないと思う。

廣松委員) 速報の2ページ目の労働費用と派遣労働者受入れ関係費用の両者の関係は大きな差があるが、これはなぜか。

村木課長) ここでいう派遣労働者受入れ関係費用は、正に派遣先の方で派遣元に対して支払っている金額になる。派遣元の方はこの金額から自分の所のマージンを抜いて派遣労働者に賃金として支払っているという形になる。

廣松委員) そうすると、上の労働費用ということと同じ意味か。

村木課長) 派遣元の方の必要費用をどうみるかということによって経済学的な意味合い

が多少変わるという気はする。受入れ先にとっては費用という意味では同じである。ただし、当然労働者の中身、構成が違うので、金額はかなり違ってくる。

2 資金循環統計の改定と日本銀行における統計整備への取組み

日本銀行調査統計局の佐藤経済統計課長が、資料「資金循環統計の改定と日本銀行における統計整備への取組み」に基づき、概略を報告。

[質 疑]

舟岡委員) 1点目は、ノンバンク部門の新設については、ノンバンクをどのように定義しているのか。2点目は、93年SNAとの対応を図ったということでリース会社等どのように扱われているのか。3点目は、時価主義を採用するということになったが、これは市場での取引価格が利用可能なものについてだけなのか。それ以外についても何らかの推計を行っているのか教えていただきたい。

佐藤課長) このノンバンクには、いわゆるファイナンス会社というものと、債権流動化にかかって設立される特別目的会社との両方を含んでいる。さらに信託方式による債権流動化の場合の金銭債権もノンバンクに含めている。ノンバンクの範囲は、この意味で俗にいうファイナンス会社よりは広い概念になる。ただ、その辺については、更に内訳項目を設けている。

御指摘の2点目は、93年SNAにおいて、ファイナンスリースについてリース会社とユーザー企業との間で金融取引として記録する使用者主義を強く出してきたということへの対応であろうと思う。我々も使用者主義ということをかなり意識したが、現在のところ基礎データの制約から、使用者ベースでとれない。リース会社に聞いてみると、所有権移転リースと所有権移転外リースとがあり、一部には、所有権移転リースについて区別をしている報告先があるので、所有権移転分については、これを金融取引とするということを行った。経済企画庁の93年SNAのベースの改訂においても、データの制約から実物の方がとれないという状況になっており、国民経済計算との平仄も図られている。今回使用者主義への移行ができなかった点は、今後の課題である。

3点目の時価主義については、実はマーケットでとれないものも含めて全面時価主義を採用するという方向で実施させていただいた。実際に一つの例として申し上げますと、貸出資産というのがある。会計上、貸出債権なるものを時価評価できるかという問題があるが、現在の金融経済情勢をかんがみると、貸出債権の実質価値が落ちているというのが現状であり、そこにも時価主義的な考え方を取り入れたいという発想がある。正確に測ることは難しいが、具体的には、貸出債権の名目残高から個別貸倒引当金を差し引いた値を用いている。したがって、そういう意味では正に市場でとれないものについても我々なりに推計をしたということになっている。

松田委員) 90年まで遡及するということが、遡及部分についても時価主義で

完全に遡及可能だということなのか。それから、90年以前に遡及するのは非常に難しいのか。

佐藤課長) 遡及は現在作業中であり、ものによっては基礎データがないものもあるが、考え方としては、時価主義である。例えば、株は比較的容易に推計できるが、債権などもインデックスをかけ直せば割り戻す形である程度時価が推計できると考えている。

また、90年以前ということも検討はしたいと思っているが、経済企画庁の改訂に合わせて最低限90年からは必要だということで、今はその作業を優先させている。

以 上